

一般県道曲本さいたま線（岸町）事業計画説明会 議事要旨

1. 開催日時 令和5年7月27日（木） 午後7時～午後8時
令和5年7月28日（金） 午後7時～午後8時
2. 開催場所 浦和コミュニティセンター 9階 第15集会室
3. 配布資料
説明会資料
4. 次第
 - ① 開会
 - ② あいさつ
 - ③ 職員紹介
 - ④ 事業計画説明
 - （1）現状と課題
 - （2）曲本さいたま線の事業計画
 - （3）今後のスケジュール
 - ⑤ 質疑応答
 - ⑥ 閉会

5 質疑応答

【事業計画について】

- Q. 計画幅員について、当初14mと聞いていた気がするが、いつ15mに決まったのか。
- A. 昭和38年の都市計画決定の際に15mの計画幅員として決定しております。
- Q. 建物については、都市計画道路を鑑みて、下がって建てているが、駐車場への乗り入れの傾斜などが、きつくなると思っており、計画幅員については、そういった個別事情に合わせて相談できるものなのか。
- A. 計画幅員については、15mで決まっております、部分的に狭める等は行うことができません。
- Q. 拡幅する幅は現況の道路と民地の境界から3mと考えればいいのか。
- A. 実際の道路の線形は現況の線形と異なりますので、必ずしも現在のセンターラインから両側均等に道路が広がるわけではございません。実際の拡幅ラインにつきましては、今後、測量を行った上で、各権利者様にご確認いただきます。
- Q. 事業区間について、調神社の樹木が老木化や落雷等で倒木する恐れがあると思うが、調神社まで含まないのか。
- A. 事業期間を7年間の中で効果発現をするために、まずは北側の既整備区間から続く、調神社北側のT字路までの事業を進める中で、本区間の南側につきましては、事業進捗を見ながら検討していきたいと考えております。
- Q. 駅前開発によって、人の流れが変わってくると思うが、そのあたりは考慮しているのか。
- A. 駅前再開発による人の動きは把握しておりませんが、今回の計画に当たっては、将来交通量の推計結果を踏まえて、道路の幅員構成については決めております。
- Q. 縁石はどこに設けるのか。自転車道として、自動車の走行空間の間に縁石は設置しないのか。
- A. 歩道と車道の間に縁石を設置いたしますが、計画の幅員では、自転車走行空間と自動車走行空間の間に縁石を設置することができないことから、設置

する予定はございません。

- Q. 歩道と車道の間には縁石があると、自転車が縁石に接触し、車道側に倒れ事故になる恐れがあると思うがいかか。
- A. 縁石につきましては、車両が逸脱した際に歩行者を守るためのものとして、物理的に分離するものを設置しているところです。
- Q. 自転車が車道走行しようとしても、路上駐車がある車が多く、安全に走行することができない状況である。
- A. 路上駐車に関しては、確かに課題であると考えておりますので、警察と連携の上、今後検討していきたいと思っております。

【工事について】

- Q. 工事期間が4年間と記載があるが、その間車の出入りはできなくなるのか。
- A. 実際の施工方法につきましては、今後詳細な設計を行う中で、検討してまいります。基本的には終日車両通行止めになるような規制をかけて行う予定はございません。
- Q. 電線共同整備する際に何度も掘り返されるということを知ったことがあるが、具体的にはどのようなになるのか。
- A. 電線共同溝を整備する際は、新たに管を入れる必要があるから、道路を掘る必要があり、例えば、車の乗り入れ部に関しては、掘っている間の概ね1～2日について、ご利用ができなくなることがございます。また、本管を入れた後、各土地へ電気等を引き込むための管を入れる必要があり、その際も再度掘ることにはなるかと思っておりますが、一度整備が完了すれば完了後に不具合等の場合などを除き、再度掘り返して何かするといったことは基本的にはございません。

【用地買収について】

- Q. 事業期間が7年間とあるが、その間に移動する権利者もいると思うが、対応はどのように行うのか。
- A. 権利者様が変わることは確かにあると思っておりますので、新しい権利者様に対しては、個別にご説明させていただきます。

- Q. 借家人やテナントが事業に協力しない場合は、その責任は土地や建物権利者の責任となるのか。
- A. そのようなことはありません。我々としては、まずは土地・建物権利者様とお話をさせていただいたうえで、借家人様・借地人様とも個別に市からお話をさせていただきます。
- Q. 道路の拡幅に合わせて、土地利用が変わることに対し、民地側で工事が必要になったとしても市のほうで工事費は負担してくれるという認識でよいか。
- A. 今回の道路拡幅に伴って影響がある部分については、補償の対象とさせていただきますが、補償対象等につきましては、今後詳細な調査をしたうえで個別にお話しさせていただきます。
- Q. 道路の拡幅に伴い、民地側の構造物に影響がある場合、その部分も補償対象となるのか。
- A. 道路となる部分だけではなく、その撤去等に伴い影響のある部分についても、補償の対象となりますが、国の損失補償基準に基づいて補償金を算定することとなりますので、実際の補償金につきましては、今後詳細な調査をさせていただいたうえで算定させていただきます。
- Q. 用地を売却した際にその分の土地代が支払われると思うが、その収入に対し、仮に相続する場合、相続税に対し、優遇はあるのか。
- A. 相続税に対する税の優遇はありません。しかし、今回の事業に伴って権利者様にお支払いする、土地代金及び補償金につきましては、5,000万円を上限に、所得税に対する特別控除というものが適用されます。
- Q. 区分所有しているマンションへの補償の仕方や説明はどのように行うのか。
- A. まずは理事会等へ参加させていただいたうえで、今後の進め方、補償の仕方については、具体的に説明させていただきます。そのうえで、最終的には区分所有者様と個別に契約をさせていただく予定です。
- Q. マンションの理事会のメンバーなどはわからないと思うがどのように入手する予定なのか。
- A. まずは管理会社様等へ連絡をさせていただくとともに、今後、各権利者様アンケートを実施する予定であり、そのアンケートの中で、マンションの理事の方々連絡先を聞かせていただきたいと思いますと考えております。

【その他】

- Q. 今回の説明会のお知らせ文については、何件程度送り、何人の方が出席しているのか。
- A. 7月27日（木）28日（金）につきましては、約160名の権利者様へ案内を送り、約30名にご参加いただいております。
- Q. 誰を対象に本日の説明会を実施しているのか。
- A. 今回は、道路拡幅予定地内の土地及び建物の権利者様と、隣接する裏筆の土地所有者の皆様へ説明会開催をお知らせしています。なお、今回は、借地人や借家人へのお知らせはしていません。
- Q. 安全のためとのお話があったが、今回の区間で事故は何件起きているのか。
- A. 平成30年度から令和4年度までの5年間で6件の人身事故が発生しております。また、平成29年には本工区南側のT字路で死亡事故も発生しております。
- Q. 過去の測量で勝手に境界杭をとられたり、その影響で、民地構造物に影響があったことがあった。今回はそのようなことが無いようにしていただきたい。
- A. 各権利者様と立ち合い等をお願いする場合は、そのようなことが起きないように、事前のお知らせを徹底し、作業を行っていきたいと考えております。
- Q. 説明資料の計画平面図において、『赤線が計画になります』と記載があるが、実際に広がる幅が赤線なのか。
- A. 赤線は計画している構造物や区画線を表したものであり、道路拡幅ラインとしては、図面の青線となります。

———以上———